

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月12日
【会社名】	日成ビルド工業株式会社
【英訳名】	NISSEI BUILD KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森岡 篤弘
【本店の所在の場所】	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
【電話番号】	076-268-1111（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長 酒井 隆男
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
【電話番号】	076-268-1111（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長 酒井 隆男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>（第1回新株予約権（第三者割当））</p> <p>その他の者に対する割当 1,140,000円</p> <p>（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 901,140,000円</p> <p>（第2回新株予約権（第三者割当））</p> <p>その他の者に対する割当 840,000円</p> <p>（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 1,050,840,000円</p> <p>（第3回新株予約権（第三者割当））</p> <p>その他の者に対する割当 1,000,000円</p> <p>（新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 2,001,000,000円</p> <p>（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	<p>日成ビルド工業株式会社東京支社 （東京都港区芝三丁目2番18号）</p> <p>日成ビルド工業株式会社大阪支店 （大阪市西区京町堀二丁目14番28号）</p> <p>日成ビルド工業株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南二丁目10番22号）</p> <p>株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）</p>

1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

平成26年11月12日に四半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成26年11月10日に提出した有価証券届出書の記載内容について、当該四半期報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第54期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月26日関東財務局長に提出。

2【四半期報告書又は半期報告書】

（第55期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月12日関東財務局長に提出。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日関東財務局長に提出。

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第54期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月26日関東財務局長に提出。

2【四半期報告書又は半期報告書】

（第55期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月12日関東財務局長に提出。

（第55期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月12日関東財務局長に提出。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日関東財務局長に提出。